

私道への公共下水道の設置について

公共下水道は、原則として公道への整備であり、私道（個人等が所有する道路）を利用されている方々においては、公道に接続するまでの間を個人で設置していただかなければ利用することができません。

しかし、市街化区域内にお住まいの方で、複数の家庭が使用する場合には、要件が整っていれば申請により市が公共下水道を設置することができる制度がありますので、ご活用ください。

設置に必要な5つの要件とは。

私道の接する公道に下水道が設置されているか、施工計画が具体化していること。

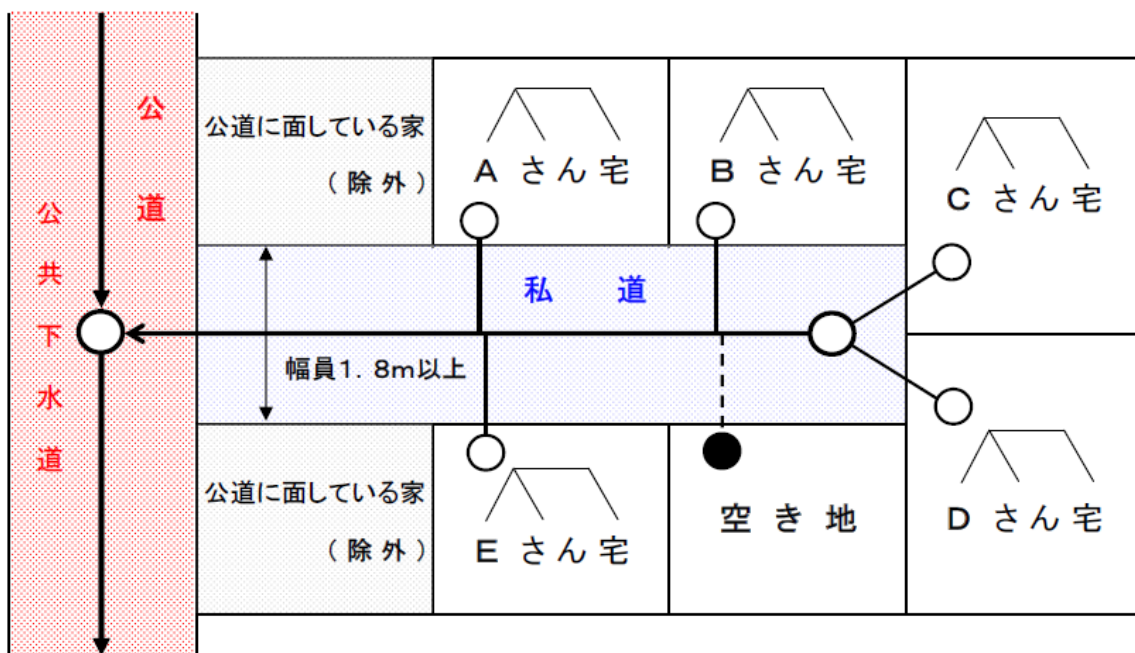
私道の幅員が1.8m以上あること。

皆さんが使用している私道において、公道に面している方を除いて、独立して権利を所有している家屋が5戸以上あり、申請に対して全員の方の同意が得られていること。（3戸または4戸の場合には、条件がありますので、担当にご相談ください）

下水道を設置する私道の権利者全員（所有者、抵当権者等）の設置承諾が得られること。

私道内に、工事の支障となる物件（水道管・ガス管等）がないこと。または、移設・除去するための費用を負担することが可能であること。

平面図



※A, B, C, D, E宅で申請(空き地については公共下水道が必要か否かを確認してください)

提出していただく書類とは。

公共下水道設置申請書（第1号様式）

この書類は、下水道の設置を要望する旨の申請をしていただくものです。
公共下水道を利用する方々全員で申請者（代表者）を決めていただき、申請書の作成（代表者以外の方々は別欄に記名）をお願いします。

公共下水道設置承諾書（第2号様式）

この書類は、私道の権利者に厚木市が管理する下水道を設置することについての承諾を得るためのものです。
権利者とは、所有権者、抵当権者（金融機関等）などのことであり、それぞれに記名をしていただき、押印はすべて**実印**とし、その**印鑑登録証明書**を添付してください。

支障物件除去の誓約書（第3号様式）

この書類は、私道に下水道を設置する際に支障となる物件があった場合に、私費で移設・除去していただく旨を誓約していただくものです。
特に支障物件がなくても、**申請者全員の記名・押印（実印）**をお願いします。

公図の写し

公図とは、土地の位置、形状、地番を確認するための資料となる地図のことです。
横浜地方法務局厚木支局（登記所）または、市役所資産税課で入手してください。

登記事項証明書

この書類は、私道の権利関係を確認するために必要なもので、私道内にある土地すべての登記事項証明書が必要となります。
横浜地方法務局厚木支局（登記所）で入手してください。

平面図

平面図は、私道と宅地との状況を確認するために必要なものです。
お持ちの宅地分譲図や公図等を参考に申請者名、地番等を記入し、作成してください。
（前記の平面図を参照）

以上の書類が揃いましたら、確認のうえ提出してください。受理後、要件の調査を行い、その適否を決定し申請者に通知いたします。

なお、[この書類](#)は、厚木市ホームページまたは担当課より入手してください。

申し込み・問い合わせ先

ご不明な点や詳細については、担当までお尋ねください。

（担当） 厚木市役所 河川みどり部 下水道施設課 下水道計画工事係
電話 046-225-2370（直通）